

令和 5 年 1 1 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

長野県安曇野市農業委員会

令和5年11月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和5年11月30日

○会議の日時 令和5年11月30日 午後 1時30分

○招集の場所 安曇野市役所 大会議室

○出席委員（22名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	4番	岡山きみ子君
5番	田口博之君	6番	井口勝也君
7番	三枝守和君	9番	平川邦夫君
10番	長崎要君	11番	山田太一君
12番	海川信義君	13番	藤原光弘君
14番	中村洋子君	15番	丸山隆也君
16番	川上辰昇君	17番	請地康仁君
18番	笠原哲雄君	19番	降幡修二君
21番	渡辺正幸君	22番	塚田善久君
23番	佐原悦司君	24番	中島完二君

○欠席委員（2名）

8番	上條弘勝君	20番	浅川増行君
----	-------	-----	-------

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	宮沢英昭君	事務局次長	松島弘泰君
事務局員	岡田央樹君	事務局員	沖和義君
事務局員	折井希望君		

○議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 農業委員会憲章唱和
- 4 議長着任
 - (1) 出席者数の報告
 - (2) 議事録署名人の指名
- 5 議 事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条許可申請審議
 - (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請審議

- (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請審議
 - (4) 議案第4号 農地の非農地決定申請審議
 - (5) 議案第5号 相続税納税猶予に係る証明申請審議
 - (6) 議案第6号 農用地利用集積計画審議 所有権移転
 - (7) 議案第7号 農用地利用集積計画審議 利用権設定
 - (8) 議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議
 - 6 報告事項
 - 7 その他
 - 8 議長退任
 - 9 閉 会
-

午後 1時30分 開会

○事務局（宮沢英昭君） それでは、皆様、ご起立ください。礼、ご着席ください。

開会の言葉を塚田副会長からお願いをいたします。

○副会長（塚田善久君） ただいまから令和5年11月の安曇野市農業委員会定例会を開催します。

○事務局（宮沢英昭君） それでは、中島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。今日はお忙しい中、大変ご苦勞さまでございます。

明日から12月です。そして、ようやくコロナも落ち着いたということで、皆様方それぞれ、忘年会等計画しておられると思います。今年はたくさん忘年会があるでしょうね。ぜひ飲み過ぎないようにくれぐれも体は壊さないようにしていただきたいと思います。インフルエンザやコロナもはやっているそうでございますので、どうか体調管理には気をつけていただきたいと思います。

さて、今月21日に長野市ホクト文化ホールで長野県の農業委員会大会が開催されたわけでございます。

出席された皆様方におかれましては、大変、一日ご苦勞さまでございました。

内容につきましては、いつもの会と同じような内容で、さして変わりはありませんでしたが、最後に佐藤さんの講演が良かったですね。非常に佐藤さん、話もうまくて、それで内容についても積極的に進めておられて、あといろんな形の分析がすごかった。私は頭がいいなと思いましたね。それで、時間の都合上、全てこれを聞けなかったわけでございますけれども、非常にそれは残念だった気がいたします。

それから、11月28日、豊科の区長会がございまして、そこで私と長崎地域長と事務局の3人で農業委員と推進委員の推薦依頼ということで行かせてもらいました。事務局のほうで説明をされたわけでございますけれども、その後の質疑応答で、こういう話は出てくると思っ

ていたけれども、ある区長から、私は農業をやっていないと、したがって農業のことは分からないし、農業委員・推進委員がどういうことをやっているのか分からないと。それで、事務局、農業委員あるいは推進委員と区長さんとお話合いをして、区のルールに従って推薦してくださいというふうに申し上げました。3月1日が推薦の最終ということになるものですから、ぜひとも区長あるいは関係者とよくお話をしてスムーズな推薦ができるようお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

○事務局（宮沢英昭君） 中島会長、ありがとうございます。

それでは、続いて農業委員会憲章の唱和を行います。議案集表紙裏をご覧ください。

7番、三枝守和委員の先唱にてお願いをいたします。皆様、ご起立ください。

それでは、お願いいたします。

（唱 和）

○事務局（宮沢英昭君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 議事に入る前に、前回と同様に6番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様からの同意を得たいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても前回同様となりますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が22名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により、本会議は成立いたします。

なお、8番、上條弘勝委員、20番、浅川増行委員の2名から欠席届が提出されております。

また、この会議は、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

14番、中村洋子委員、15番、丸山隆也委員の2名をお願いをいたします。

なお、本日の出席委員は22名ですので、農業委員会法に関する法律第30条の規定により12名の賛成をもって許可といたします。

それでは、本日の日程に従いまして進めてまいります。

議事に入る前に議案の訂正等がありましたら事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 議案の訂正をお願いします。本日お配りした次第の次のページ、利用権設定の集計表に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

18ページ、整理番号511013番、こちらが取り下げになったことにより集計表が変わっております。もう一点、9ページ、申請番号139番、現況地目が道路となっておりますが、こちらを畑に訂正いただくようお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） それでは、本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、豊科地域は11月24日に、穂高、三郷、明科地域は11月28日に、堀金地域は11月27日に地域委員会を開催し、協議しております。本日の審議は総会のご意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（中島完二君） 議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

47番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） それでは、議案集の1ページをお願いします。申請番号47番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が計164.59㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1万2,395.99㎡です。

申請番号47番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号10番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号47番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○10番（長崎 要君） 10番、長崎です。

申請番号47番について説明いたします。

場所は■がございます。その■の西側約100m行ったところにあります。

申請事由ですけれども、渡人は、申請地の経営規模が小さく、自宅から耕作地まで県道を挟むため譲渡したい。受人は、自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したい。

以上でございます。よろしく審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により申請どおり許可といたします。

続いて、48番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号48番です。

申請地は■、現況地目は田、面積は433㎡です。

受人の経営面積は6,485㎡、渡人の経営面積が1,407㎡です。

申請番号48番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号6番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号48番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○6番（井口勝也君） 6番、井口です。

申請番号48番についてご説明いたします。

場所は■さんという■がございます。そちらの交差点のさらに南150mくらい行ったところに現地がございます。

申請事由は、渡人は、農地の管理ができないため生産組合に相談した上、申請地を受人に譲渡することとした。受人は、渡人からの申出により、所有農地に隣接する申請地を譲り受けることとした。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、49番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号49番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が788㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が4,279㎡です。

申請番号49番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号7番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号49番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 7番、三枝です。

申請番号49番について説明いたします。

場所は■がありますけども、その道の段差という大変ですけど、ちょっと低いところに位置します。

申請事由は、渡人は、以前から貸していた申請地を受人からの申出により譲渡することとした。受人は、以前より借りていた自宅横の申請地を譲り受け、家庭菜園として利用したい。審議、よろしくお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。
これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、50番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号50番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が1,193㎡です。

受人の経営面積は393㎡、渡人の経営面積は1,193㎡です。

申請番号50番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号9番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号50番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○9番（平川邦夫君） 9番、平川でございます。

申請番号50番についてご説明を申し上げます。

当該地は、■の南側に位置します。

申請事由は、渡人は農地の管理ができなため、以前より貸していた申請地を受人に譲渡することとした。受人は、渡人の申出により、以前より借りていた申請地を譲り受けることとした。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、51番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 2ページをお願いします。申請番号51番です。

申請地は■、現況地目は田、面積は計2,543㎡です。

受人の経営面積は3万6,005㎡、渡人の経営面積が3,302㎡です。

申請番号51番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号23番、図面番号4番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号51番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

申請番号51番についてご説明申し上げます。

当該地は■から西へ約300mの地点でございます。

申請事由でございますけれども、渡人は、高齢となり自宅から遠い申請地を、今まで貸していた受人に譲渡することとした。また、受人は、渡人からの申出により申請地を譲り受けることとした。以上、ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、52番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号52番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積は計4,408㎡です。

受人の経営面積は25万154.06㎡、渡人の経営面積が8,231㎡です。

申請番号52番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号7番、図面番号11番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号52番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 7番、三枝です。

申請番号52番について説明いたします。

場所ですけれども、3筆ありまして、■地区に分かれています。

■のほうですけれども、■に位置します。■のほうですけれども、■に位置します。

申請事由ですけれども、渡人は、農地集積の合理化のため、申請地の譲渡提供を申し入れた。受人は、現在の法人事業の継続を図るなか、農地集積が可能と判断したため、申請地を譲り受けることとした。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、53番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号53番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が計3,823㎡です。

受人の経営面積は25万154.06㎡、渡人の経営面積が8,232㎡です。

申請番号53番の受人は、農地等権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号9番、図面番号12番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号53番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○9番（平川邦夫君） 9番、平川でございます。

申請番号53番についてご説明を申し上げます。

当該地は、■の北に位置します。

申請事由は、渡人は事業承継のため申請地の所有権を会社に移転することとした。受人は事業承継により農地を集積するため、申請地を譲り受けることとした。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、54番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 3ページをお願いします。申請番号54番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積は計5,050㎡です。

受人の経営面積は8,231㎡、渡人の経営面積が8,231㎡です。

申請番号54番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号23番、図面番号13番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号54番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

申請番号54番についてご説明申し上げます。

当該地は■というところがございしますが、その地点から西へ約200mの地点でございします。

申請事由でございします。渡人は事業継承の一環で、受人所有の農地を会社に名義変更するため、その対価に見合う農地を譲り渡すこととした。また、受人は所有の農地を会社に移すことで対価となる農地を譲り受けることとした。

以上でございします。ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございしますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、55番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号55番です。

申請地は■、現況地目は田、面積は計3,489㎡です。

受人の経営面積は929㎡、渡人の経営面積が5,804㎡です。

申請番号55番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号11番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号55番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

申請番号55番に関してご説明を申し上げます。

まず申請地についてですが、■を北に60mぐらい下ったところの東側の農地になります。

申請事由ですが、渡人は、市外に居住しており、農地の管理・耕作ができないため、普段、管理している受人に申請地を譲渡することとした。受人は、現在申請地を管理していることから譲り受けたい。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、56番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号56番です。

申請地は■、現況地目は田、面積は計486㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1万5,618㎡です。

申請番号56番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号1番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号56番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号56番について説明をいたします。

まず申請地ですが、■がございしますが、そこから南西方向へおおむね150mほどの位置で、と市道に隣接する農地であります。

申請事由ですが、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。また、受人は申請地を取得して出荷用農産物の栽培をしたい。よろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、57番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号57番です。

申請地は■、現況地目は田及び畑、面積が計358㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1,311㎡です。

申請番号57番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号17番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号57番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○17番（請地康仁君） 17番、請地です。

申請番号57番についてご説明申し上げます。

場所ですけれども、■橋を渡りまして、■がすぐ近くにあるわけですが、そのを北のほうへ、■へ300mほど行ったところの■の農地です。

申請事由ですけれども、渡人は高齢により耕作が困難なため譲渡したい。受人は自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、申請地を家庭菜園として管理したい。審議よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

34番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 4ページをお願いします。申請番号34番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が236㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして問題ないと判断したものです。

委員番号15番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号34番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

申請番号34番について説明いたします。

場所は■■■■というのがありますけれども、■■■■50mほどのところになります。

転用事由でございます。申請者は現在居住している住宅を姪に貸し、近くの申請地に住宅を建築したい。審議よろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、35番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号35番です。

申請地は■■■■、現況地目は田、面積は616㎡です。

申請内容は農業用倉庫で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号15番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、つづいて申請番号35番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

申請番号35番について説明いたします。

場所は■■■■があります、そのすぐ東側になります。

転用事由でございますが、申請人は申請地を農業用施設用地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。審議よろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、36番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号36番です。

申請地は■、現況地目は田及び宅地、面積が76.84㎡です。

申請内容は住宅敷地・庭・倉庫で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号15番、図面番号4番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、つづいて申請番号36番の担当地区委員の説明をお願いします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

申請番号36番について説明いたします。

場所は■から東へ300m、■から西へ約300mのところにあります。

転用事由でございますが、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとい。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、37番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 5ページをお願いします。申請番号37番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が113㎡です。

申請内容は住宅敷地・庭で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号9番、図面番号5番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、つづいて申請番号37番の担当地区委員の説明をお願いします。

○9番（平川邦夫君） 9番、平川でございます。

申請番号37番についてご説明を申し上げます。

当該地は■の南側、もしくは■の北側に囲まれた住宅地の中にございます。

転用事由は、申請人は子供の住宅建築の際に土地調査を行ったところ、申請地が農地であることが判明したため、農地転用追認申請を行い、引き続き住宅敷地として利用したい。よろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、38番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号38番です。

申請地は■、現況地目は田、面積は567㎡です。

申請内容は休憩所・倉庫で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号13番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、つづいて申請番号38番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○13番（藤原光弘君） 13番、藤原です。

申請番号38番についてご説明を申し上げます。

場所は■を約800m■に行きまして、■を渡ってすぐ東側の約150mに位置します。

転用事由でございますが、申請者は、本人が所有する申請地周辺の農地において、農業を営む上で必要な農機具を収容する倉庫及び雇用者の休息所を建築したい。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

それでは、127番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 6ページをお願いします。申請番号127番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が計890㎡です。

申請内容は特定建築条件付土地3区画で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号15番、図面番号5番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号127番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

申請番号127番について説明いたします。

場所ですけれども、■を南に300m、それから東へ400m行った地点になります。

転用事由でございます。受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売をしたい。審議よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、128番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号128番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が計556㎡です。

申請内容は農業用施設・資材置き場・駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号15番、図面番号6番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号128番の担当地区委員の説明をお願いします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

申請番号128番について説明をいたします。

場所ですけれども、■から東へ300m、■から西へ300m、ちょうど■の間になるところでございます。

転用事由でございます。借人は、事業拡大のため安曇野産トマトの栽培、作業及び販売を行うため、既存敷地とともに申請地を利用したい。審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、129番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号129番です。

申請地は■、現況地目は畑及び田、面積が計503㎡です。

申請内容は建売住宅2棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号15番、図面番号7番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号129番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番(丸山隆也君) 15番、丸山です。

申請番号129番について説明いたします。

場所ですけれども、■から北へ300m、東へ400mの地点にあります。

転用事由ですが、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売をしたい。審議よろしくをお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、130番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号130番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積は358㎡です。

申請内容は特定建築条件付土地1区画で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号15番、図面番号8番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号130番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

申請番号130番についてご説明いたします。

場所は■から北へ300m、東へ400mほどのところにあります。

転用事由でございます。受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売をしたい。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

どうぞ。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

129番もそうでしたけれども、130番もそうですけれども、申請面積と建築面積、それぞれ違いますけれども、理由を教えて下さい。

○議長（中島完二君） 事務局。

○事務局（松島弘泰君） 申請面積と施設面積との違いということですか。

○5番（田口博之君） そうです。

○事務局（松島弘泰君） 申請面積は、例えば130番に対しては、358㎡は土地の面積になります。対して施設面積の66.24㎡は建物の面積となります。2階建てだとすると1階部分の面積です。

○5番（田口博之君） 建物面積だけを表しているのね。

○事務局（松島弘泰君） この施設面積というのは建物の面積だけです。

○議長（中島完二君） よろしいでしょうか。

○5番（田口博之君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（中島完二君） よろしいですか。そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、131番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 7ページをお願いします。申請番号131番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が49㎡です。

申請内容は住宅敷地・通路で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号24、図面番号9番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号131番について事務局から説明いたします。

申請地は■から西へ300mに位置します。

転用事由ですが、受人は、既存住宅への進入路が狭く、通路として使用したいため申請地を転用したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、132番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号132番です。

申請地は■、現況地目は田、面積は計1万4,916㎡です。

申請内容は砂利採取・一時転用・許可日から1年間で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号24番、図面番号10番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号132番について事務局から説明いたします。

申請地は■から西へ約1kmに位置します。

転用事由ですが、借人は、河川からの骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借受け、砂利採取を行いたい。

以上、審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、133番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号133番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積は206㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号6番、図面番号6番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号133番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○6番（井口勝也君） 6番、井口です。

申請番号133番についてご説明いたします。

場所は■から北東に約300mのところに位置しております。

転用事由ですが、借人は住宅建築の相談を父親にし、生活面でも協力し合えることから、実家の隣である申請地に住宅を建築することとした。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、134番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 8ページをお願いします。申請番号134番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が計6,413㎡です。

申請内容は砂利採取・一時転用・許可日から1年間で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号7番、図面番号7番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号134番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 委員番号7番、三枝です。

申請番号134番について説明いたします。

場所につきましては、■がありますけれども、それから西へ700m、■を超えた辺りに位置します。

転用事由ですけれども、借人は、河川からの骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借受けて砂利採取を行いたい。審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、135番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号135番です。

申請地は■、現況地目は田、面積は313㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号9番、図面番号5番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号135番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○9番（平川邦夫君） 9番、平川でございます。

申請番号135番についてご説明を申し上げます。

場所は先ほどの4条申請、37番と同じ場所でございます、■の南の住宅の中でございます。

転用事由は、借人は住宅建築の相談を父親にし、利便性が良いうえに生活面でも協力し合えることから、実家の隣である申請地に住宅を建築することとした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、136番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号136番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が30㎡です。

申請内容は住宅敷地・庭で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号23番、図面番号8番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて申請番号136番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

申請番号136番についてご説明申し上げます。

場所でございますが、■から南へ約300m、その地点から東へ約30mでございます。

転用事由ですが、受人は申請地に転用手段のないことが判明したため、引き続き住宅敷地として利用したいことから、農地転用追認申請を行いたいということです。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、137番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 9ページをお願いします。申請番号137番です。

申請地は■、現況地目は田、面積は331㎡です。

申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号23番、図面番号9番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて申請番号137番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

申請番号137番についてご説明申し上げます。

申請場所は■から北へ約300mの道沿いでございます。

転用事由ですが、受人は自宅兼店舗にて商売をしているが、お客さんの駐車場が足りないため申請地を駐車場として利用したい。ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、138番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号138番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積は407㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号23番、図面番号10番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号138番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番(佐原悦司君) 23番、佐原でございます。

申請番号138番についてご説明申し上げます。

申請地は■というところがございしますが、その地点から南へ約300m、その地点から西へ約100m上がった地点でございます。

転用事由でございます。受人は、現在借家住まいをしており、将来的なことを考えて閑静な場所に位置する申請地に住宅を建て住みたい。ご審議をお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、139番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号139番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が45㎡です。

申請内容は住宅敷地・庭で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号23番、図面番号10番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号139番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番(佐原悦司君) 23番、佐原でございます。

申請番号139番についてご説明申し上げます。

申請地は申請番号138番と同じところでございます。

転用事由ですけれども、受人は、自己所有地として使用していた場所が、隣地所有者の土

地と判明したため、農地転用追認申請を行い、申請地を取得したい。

以上、ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、140番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号140番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が302㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号11番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号140番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

申請番号140番に関して説明申し上げます。

申請地についてですが、■から北東に約200m行ったところにある農地になります。

転用事由ですが、受人は、現在借家に居住しているが、駅が近く住環境のよい申請地に住宅を建築したい。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、141番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 10ページをお願いします。申請番号141番です。

申請地は■、現況地目は田、面積は462㎡です。

申請内容は建売住宅1棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号11番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号141番の担当地区委員の説明をお願いします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

申請番号141番についてご説明申し上げます。

申請地についてですが、■から東、■に約250m行った道路の北側の農地になります。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるために取得し、住宅を建築したい。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、142番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号142番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が4,834㎡です。

申請内容は砂利採取・一時転用・許可日から1年間で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号2番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号142番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○2番（矢淵一良君） 2番、矢淵です。

申請番号142番について説明いたします。

場所は■がございしますが、■東側、今現在砂利を採取しておるわけですが、その南、2枚目が今回の申請場所になっております。

転用事由ですが、借人は、河川からの骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない現状のため、申請地を借受け、砂利採取を行いたい。よろしくご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

どうぞ、藤原さん。

○13番（藤原光弘君） 13番、藤原です。ちょっと勉強させてください。陸砂利採取等は問

題がないと思うんですけれども、地下水の水脈に関して何か影響みたいなのがありますか。堀金で工業団地をつくるという話があったとき、わさび農家とか、そういうところからすごく反対がありまして、水が減るんじゃないかとかそういう問題というのは、井口さんがここにいらっしゃるから、わさび農家の方々は今までのこういう砂利採取においてどういうお考えなのか。水脈の高いところはそんなに影響がないのかなと思うんですけれども、採取場に近いうなところというのはざっと掘ると大分水が出てくるような感じでしょうけれども、水脈が変わるとか、減ることはないと思うんですけれども、そういうことは何か支障があるかどうか勉強させてください。これから結構多くなると思うんですよ、骨材が減っている状況なので。すみませんけれども、素人のちょっとした疑問があるものですから、井口委員に何かあればお聞かせいただければ誠にありがたいと思います。お願いします。

○議長（中島完二君） 井口さん、何かご意見等あればお願いしたいですが。

○6番（井口勝也君） 6番、井口です。幸いに私のところの畑はほとんど該当区域に入っていないので、その上のほうで砂利採取があった場合は影響が出るのかどうなのかというのが分かるんですけれども、組合員の中でも今のところ、砂利採取をしていることによって何か影響が出ているという話は、今のところは聞いておりません。一番ちょっと問題だねというのは、■、あそこができて幾らか水脈が変わったという話は聞いています。

以上です。

○13番（藤原光弘君） ありがとうございます。

○議長（中島完二君） 事務局で何かございますか。

○事務局（岡田央樹君） 事務局のほうから少しご説明させていただきます。

大体業者のほうから出ている断面図ですね、地表からどれくらい掘るかということですが、おおむね10m以内ということで、今回、■で出ている案件の図面を見ますと、一番深いところで約8.85mを掘るということで、採取場所でそのぐらいの深さであれば、そもそも水脈には当たらないのかなということが考えられます。逆に、例えばですけれども、御宝田の周辺だとか、湧水が出る場所ですね、ああいうところで8mぐらい掘ると、多分もう水が湧いてくるので、ああいうところでは陸砂利は多分適さないということで、今回の■だとか、■ですかね、というあそこら辺は比較的扇状地のところなので、表層から10m範囲内ぐらいであれば、特段水脈等に与える影響は少ないのかなということは考えられます。

以上です。

○議長（中島完二君） 藤原さん、よろしいでしょうか。

そのほかに何かございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これから採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、143番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号143番です。

申請地は■、現況地目は田、面積は計999㎡です。

申請内容は建売住宅3棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号1番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号143番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号143番について説明をいたします。

申請地ですが、先ほどの3条申請の56番と同じでございます。

転用事由でございますが、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得して、建売住宅として販売したい。よろしくご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、144番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 11ページをお願いします。申請番号144番です。

申請地は■、現況地目は田、面積は337㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号17番、図面番号4番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号144番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○17番（請地康仁君） 17番、請地です。

申請番号144番についてご説明申し上げます。

場所ですけれども、先ほどの3条申請の57番で説明しました■を■へ約300m行きますと、右側に■があるわけですが、その反対側、西側に50mほど入った住宅地の中の農地です。

転用事由としては、受人は、現在実家に居住しているが手狭になったため、申請地に住宅

を建築したい。

以上、ご審議よろしくお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地の非農地決定申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第4号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 議案集12ページをお願いします。農地の非農地決定申請審議です。

申請番号6番です。

申請地は■、地目は畑、面積は計2,381㎡、現況は山林化し復元困難となっております。

申請番号6番については現地確認を実施しており、■地域委員会でも全て非農地と認められているものと確認しています。

議案集の最終ページに地図等がありますので、ご確認ください。ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、申請番号6番につきまして、意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案のとおり非農地と決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり決定といたします。

議案第5号 相続税納税猶予に関わる証明申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第5号 相続税納税猶予に関わる証明申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 13ページをお願いします。

相続税納税猶予に係る証明書交付の申請審議です。

相続税納税猶予については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等を引き続き営農しているかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

申請番号6番については、■■■、地目は田及び畑、面積は計8,358㎡です。

該当の農地については、■■■地域委員会で適正に耕作されていることが確認されております。ご審議お願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして質問等ございますか。よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について、原案どおり証明書の交付を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により証明書の交付を承認いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（中島完二君） 次に、議案第6号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画（所有権移転）の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 14ページをお願いします。

安曇野市長から農用地利用集積計画の所有権移転について決定を求められていますので、説明いたします。

整理番号1番です。

権利の移転をする土地は、■■■、現況地目は田、面積は計5,496㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和5年12月20日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号2番です。

権利の移転をする農地は■■■、現況地目は畑、面積は計3,368㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和5年12月20日、法律関係は売買です。

以上2件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画(所有権移転)を決定いたします。

議案第7号 農用地利用集積計画審議(利用権設定)

○議長(中島完二君) 次に、議案第7号 農用地利用集積計画審議(利用権設定)について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、安曇野市農用地利用集積計画(利用権設定)の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 本日、差替えになりました15ページをお願いします。

安曇野市長から農用地利用集積計画の決定を求められていますので、ご説明いたします。

公告日は令和5年11月30日です。

設定件数は、総数106件、41万8,548.9㎡、そのうち田が98件、39万5,354.4㎡、畑が8件、2万3,194.5㎡、新規分については、総数39件、14万9,008.9㎡、そのうち田が34件、13万2,265.4㎡、畑が5件、1万6,743.5㎡です。

期間別設定面積につきましては、1か月から15年までの期間で設定があり、詳細は一覧表のとおりです。

設定筆数は、総計239筆、田227筆、畑12筆です。

耕作者は55人、所有者が103人となっております。

利用権設定の一覧につきましては、16ページから23ページです。24ページは農地中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議（権利期間の更新）

○議長（中島完二君） 次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議（権利期間の更新）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、長野県中間管理機構に申出のあった内容について、農業委員会として要請の審議をします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 25ページをお願いします。

令和5年4月1日施行の農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、本申出の内容については対象農地の地元農業委員会としてその権利移転等の内容が農用地の利用の効率化及び高度化の促進を行う上で問題がないと認められれば、長野県農地中間管理機構に対し権利期間の更新を速やかに行うため、要請書を発出するものであります。

権利期間の更新ですが、設定件数は総計2件、1万1,957㎡、そのうち田が2件、1万1,957㎡です。

期間別設定につきましては5年となっています。

設定筆数は総計4筆、うち田が4筆です。

借受人については2名となっております。

26ページについては権利期間の更新の一覧となっています。

説明については以上です。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとのご発言がありました。

それでは、農用地利用集積等促進計画審議（権利期間の更新）について、要請書を発出することと致します。

○議長（中島完二君） 以上をもちまして全ての議事が終了いたしました。

何か質問等ありましたらお願いをしたいと思います。

どうぞ。

○23番（佐原悦司君） 事務局にお伺いしますけれども、3条について、申請事由について渡人と受入という統一、それから4条についてはまだ自分の土地をどうにかしようということですので、申請人はということになっておりますが、5条については受入・渡人・借人というような名前が出ておりますけれども、これはどのように分けたのでしょうか。

○議長（中島完二君） 事務局。

○事務局（松島弘泰君） 借人というのは使用貸借の場合です。受人というのは売買による所有権移転の場合です。

○23番（佐原悦司君） それはちゃんと区別してやっているということ。

○議長（中島完二君） よろしいですか。

○23番（佐原悦司君） すみません、1点ちょっと疑問に思ったのは、6ページの128番の申請番号、丸山委員さんが説明してくださったところですが、転用事由ということで、借人はトマトを作りたいということで申請を出したということです。トマトを作ることなら別に利用権設定でトマトぐらいできるような話だと思えるんですけども、これを改めて5条を出したということは、トマトは施設栽培としてそこへハウスを建てて栽培をするということでしょうか。

○事務局（沖 和義君） 事務局から説明させていただきます。

今回の■さんの案件に関しましては、こちらの場所でトマトを一部、隣に農振地域がありまして、その場所にかぶってトマトハウスを建てるような形になります。それとともに既存の宅地がありまして、その建物のところで販売、あとは作業を行うような形になっております。表現としてはトマトの栽培を行うだけのためにこちらの農地を使うわけではなくて、目的にも書いてあるとおり、主なところとしては資材置き場、駐車場として利用するのと、あと一部家庭菜園ではないですけども、一部、トマトの栽培施設がかかってしまうので、そういった表記にさせていただいております。

○23番（佐原悦司君） 普通に聞いて、普通に読んでいけば、貸人、受人、いろいろ出てくるので、そのたびにこちらのほうの解釈もなかなか難しいところがございます。そのような事情があり、事務局で分けて使っているということで理解しました。ありがとうございました。

○議長（中島完二君） よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ないようですので、本日の総会の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） 中島会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理（佐原悦司君） 長時間にわたりまして審議ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして安曇野市農業委員会定例総会を終了いたします。

ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、お疲れさまでした。

午後 3時15分 閉会